

◎新潟県告示第316号

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により、振動規制法による地域指定及び特定工場等に係る規制基準（昭和53年3月新潟県告示第628号）の一部を次のとおり改正し、平成30年4月1日から実施する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前				
<p>1 (略)</p> <p>2 規制基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td> <p>備考</p> <p>1 第1種区域及び第2種区域とは、別表の各号に掲げる第1種区域及び第2種区域をいう。</p> <p>なお、別表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、<u>準住居地域</u>、<u>田園住居地域</u>、<u>近隣商業地域</u>、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、<u>平成30年4月1日</u>現在において、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた地域をいう。</p> <p>2 (略)</p> </td> </tr> </table>	(略)	<p>備考</p> <p>1 第1種区域及び第2種区域とは、別表の各号に掲げる第1種区域及び第2種区域をいう。</p> <p>なお、別表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、<u>準住居地域</u>、<u>田園住居地域</u>、<u>近隣商業地域</u>、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、<u>平成30年4月1日</u>現在において、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた地域をいう。</p> <p>2 (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 規制基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td> <p>備考</p> <p>1 第1種区域及び第2種区域とは、別表の各号に掲げる第1種区域及び第2種区域をいう。</p> <p>なお、別表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、<u>準住居地域</u>、<u>近隣商業地域</u>、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、<u>平成28年4月1日</u>現在において、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた地域をいう。</p> <p>2 (略)</p> </td> </tr> </table>	(略)	<p>備考</p> <p>1 第1種区域及び第2種区域とは、別表の各号に掲げる第1種区域及び第2種区域をいう。</p> <p>なお、別表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、<u>準住居地域</u>、<u>近隣商業地域</u>、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、<u>平成28年4月1日</u>現在において、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた地域をいう。</p> <p>2 (略)</p>
(略)					
<p>備考</p> <p>1 第1種区域及び第2種区域とは、別表の各号に掲げる第1種区域及び第2種区域をいう。</p> <p>なお、別表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、<u>準住居地域</u>、<u>田園住居地域</u>、<u>近隣商業地域</u>、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、<u>平成30年4月1日</u>現在において、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた地域をいう。</p> <p>2 (略)</p>					
(略)					
<p>備考</p> <p>1 第1種区域及び第2種区域とは、別表の各号に掲げる第1種区域及び第2種区域をいう。</p> <p>なお、別表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、<u>準住居地域</u>、<u>近隣商業地域</u>、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、<u>平成28年4月1日</u>現在において、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた地域をいう。</p> <p>2 (略)</p>					